

横須賀市屋台型臨時営業に係る営業許可等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋台型臨時営業の許可及び監視指導の運用等を定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、この営業による食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 屋台型臨時営業

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号。以下「条例」という。）別表第2の1の項（2）のアに規定する営業であって、臨時的な行事に付随して移動可能な組立て式テント等の施設で行う営業をいう。

(2) 屋台型臨時営業者

屋台型臨時営業を営む人又は法人をいう。

(3) 屋台型臨時営業施設

屋台型臨時営業の営業許可を受けた施設をいう。

(4) 臨時的な行事

条例別表第2の1の項（2）に規定する臨時的な行事は、実施主体（国、地方公共団体、法人又は団体）が一定の目的をもって開催する以下に例示する行事で、開催期間が概ね1か月程度を超えない一時的である行事をいう。ただし、臨時的な行事には、一時的の程度を超えて、数箇月から通年の連続した開催期間や、定まっていない開催期間で行う断続的な行事は含まない。

ア 神社・仏閣の縁日・祭礼

イ 地域や産業の活性化を目的とした行事

ウ 復興支援や慈善活動を目的とした行事

エ 国際交流を目的とした行事

オ スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演

カ フードフェスティバル

キ その他これに類する行事

(5) 団体

次の事項により運営されている団体をいう。

ア 代表者及び役員構成が明らかであること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。

ウ 事業遂行能力が十分であると認められること。

(6) 営業許可

法第 55 条第 1 項に基づく許可（屋台型臨時営業に関するものに限る。）をいう。

(7) 関係自治体

神奈川県内保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市）をいう。

(営業内容の目安)

第 3 条 営業内容の目安は、次のとおりとする。

(1) 対象となる行事

臨時的な行事とする。また、営業は条例別表第 2 の 1 の項（2）の規定に従い、屋台型臨時業者が出店可能な臨時的な行事に付随する範囲で行うものとし、臨時的な行事の開催期間内に、臨時的な行事の開催場所の範囲内での出店とする。

(2) 取扱食品

条例別表第 2 の 1 の項（2）アに規定する現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品とは、原則として全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品とする。また、以下の食品は調理工程が単純な食品とする。

ア かき氷（氷を単純な構造の器具で削る等して、シロップ等をかけたものをいう。）

イ 市販品を注ぐ（マドラー等の単純な構造の器具を用いて混合することを含む）、水や湯で抽出する（単純な構造の器具を使用するものに限る。）等の飲料

ウ 非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と合わせた食品

(3) 品目数

同時に取り扱うことができる品目数は 1 品目とする。1 品目とは、同一種の器具及び同一の工程で調理するものをいう。また、衛生的に取り扱うことができる場合に限り、そうざいや菓子等の調理とともに、以下に掲げる飲料の取扱いも行うことができるものとする。

ア 市販品の清涼飲料水及び酒類を開缶開栓し、そのまま渡すこと。

イ 市販品の清涼飲料水及び酒類を混合せずに注ぐ（単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能とする。）こと。

(営業許可等)

第 4 条 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 67 条から第 71 条の 2（第 70 条の 2 を除く。）で規定する「施設の所在地」は、「屋台型臨時営業施設を営業の用に供しない時に、通例保管する事業所等の所在地（以下「施設保管場所」という。）」をいう。また、施設保管場所が本市の区域内にない場合は、申請者の住所地（法

人の場合は、主たる事務所の所在地）又は主たる営業地とする。

- 2 営業場所は、臨時的な行事の開催場所の範囲内で、固定店舗としての営業許可を受けられない場所（上下水道等に直結する給排水設備の整備が容易にできない場所）とする。
- 3 移動して営業できる区域は、横須賀市内全域とする。
- 4 本市と関係自治体間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整がなされた場合は、関係自治体で営業許可を受けた屋台型臨時営業施設については、横須賀市内において当該営業ができるものと認める。

（監視指導等）

第5条 監視指導、食中毒（疑いを含む。）調査及び行政処分については次のとおりとする。

（1）監視指導

ア 本市内で営業を行っている屋台型臨時営業施設の監視指導については、関係自治体の長が営業許可処分を行った屋台型臨時営業施設についても行う。

イ 屋台型臨時営業施設の構造等について不備を発見した場合は改善指導を行うとともに、関係自治体が許可処分を行った屋台型臨時営業施設については、関係自治体にその旨を通報するものとする。

ウ 関係自治体が許可処分を行った屋台型臨時営業施設の監視指導を行った結果、法違反の疑いがあり、継続して指導が必要であると判断した場合、営業許可処分を行った関係自治体にその旨を通報するものとする。

（2）食中毒（疑いを含む。）調査

患者等の発生を探知した場合は、初動調査を実施するとともに、関係自治体が許可処分を行った屋台型臨時営業施設については、屋台型臨時営業施設の営業許可処分を行った関係自治体の長と連携して原因の究明に努め、被害の拡大防止措置に協力するものとする。

（3）行政処分

法第59条に基づく廃棄処分又は危害除去命令、法第60条に基づく営業許可の取消し又は営業の禁停止及び法第61条に規定する施設の整備改善命令又は営業許可の取消し又は営業の禁停止の処分は、屋台型臨時営業施設に営業許可処分を行った自治体の長が行うものとする。

（指導事項）

第6条 屋台型臨時営業施設についての指導は、次のとおり行うものとする。

- （1）屋台型臨時営業は、道路、公有地又は私有地等に組立て式テント等を設けて営業を行うことから、関係法令を順守し、また、土地所有者及び管理者に配慮して

営業を行うように指導すること。

- (2) 営業許可証を利用者から見やすい場所に掲示又は常に携行し、求めに応じて提示するように指導すること。
- (3) 仮設の店舗は、臨時的な行事の準備及び臨時的な行事中の必要な期間のみ設置し、臨時的な行事が終了次第速やかに撤収し、適切に保管するよう指導すること。
- (4) 廃水の処理は適切に行い、道路排水溝や公共の場所へ廃水を流さないよう指導すること。現地で廃水を処理する必要があるときは、臨時的な行事の開催場所の規定を順守するよう指導すること。
- (5) 冷蔵又は冷凍等、温度管理が必要な食品を取り扱う場合は、温度計の使用や冷蔵又は冷凍設備の能力を十分に事前確認した上で、適切に取り扱うよう指導すること。
- (6) 営業許可は臨時的な行事に付随したものに限られるため、臨時的な行事と関連のない営業は行わないよう指導すること。
- (7) 屋台型臨時営業施設の側壁及び調理台等により、調理従事者以外の者が容易に立ち入れないように配置して営業するよう指導すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。